

令和3年 5 月 21 日開会

令和3年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和3年6月定例会議議案

(2)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 2 号	令和 3 年度宮古市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 3 号	令和 3 年度宮古市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 号	宮古市市税条例等の一部を改正する条例
議案第 5 号	宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第 7 号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第 8 号	財産の取得に関し議決を求めることについて
議案第 9 号	川内辺地に係る総合整備計画を変更することに関し議決を求めることについて
議案第10号	繁・桐内辺地に係る総合整備計画を変更することに関し議決を求めることについて
議案第11号	区界・田代辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

議案第 2 号

令和 3 年度宮古市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度宮古市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,095,789 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,054,328 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 5 月 21 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,458,667	89,866	5,548,533
	2 国庫補助金	1,755,697	89,866	1,845,563
16 県支出金		2,021,991	16,324	2,038,315
	2 県補助金	643,658	16,324	659,982
17 財産収入		60,362	11,843	72,205
	2 財産売払収入	7,486	11,843	19,329
19 繰入金		2,101,991	1,965,356	4,067,347
	1 基金繰入金	2,101,991	1,965,356	4,067,347
21 諸収入		670,285	2,700	672,985
	4 雑入	151,560	2,700	154,260
22 市債		3,061,200	9,700	3,070,900
	1 市債	3,061,200	9,700	3,070,900
補正されなかった款項にかかる額		18,584,043		18,584,043
** 歳 入 合 計 **		31,958,539	2,095,789	34,054,328

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,426,732	43,912	4,470,644
	1 総務管理費	3,504,667	32,912	3,537,579
	2 徴税費	292,423	1,600	294,023
	7 震災復興費	167,386	9,400	176,786
3 民生費		10,195,428	6,800	10,202,228
	1 社会福祉費	5,443,975	6,800	5,450,775
6 農林水産業費		1,495,604	6,735	1,502,339
	3 水産業費	662,168	6,735	668,903
7 商工費		1,294,848	101,680	1,396,528
	1 商工費	1,294,848	101,680	1,396,528
8 土木費		2,691,106	2,000	2,693,106
	6 住宅費	206,642	2,000	208,642
9 消防費		1,658,050	7,260	1,665,310
	1 消防費	1,658,050	7,260	1,665,310
10 教育費		2,636,671	3,439	2,640,110
	5 保健体育費	539,072	3,439	542,511
12 公債費		3,672,240	1,923,963	5,596,203
	1 公債費	3,672,240	1,923,963	5,596,203
補正されなかった款項にかかる額		3,887,860		3,887,860
** 歳 出 合 計 **		31,958,539	2,095,789	34,054,328

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
東日本大震災記録誌作成業務委託料	令和4年度	限度額 10,000千円
旅客定期航路及び不定期航路事業許可申請業務委託料	令和4年度	限度額 1,520千円

第3表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方 法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業	1,019,400	9,700	1,029,100	普通貸借 又は証券 発 行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところによ る。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
補正されなかった 地方債の額	2,041,800		2,041,800			
計	3,061,200	9,700	3,070,900			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金			
目		補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金		186,477	89,866	276,343
** 計 **		1,755,697	89,866	1,845,563

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金			
目		補正前の額	補正額	計
1 総務費県補助金		133,812	16,324	150,136
** 計 **		643,658	16,324	659,982

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 2 財産売払収入			
目		補正前の額	補正額	計
1 不動産売払収入		3,881	11,843	15,724
** 計 **		7,486	11,843	19,329

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金		715,645	18,874	734,519
3 市債管理基金繰入金		300,000	1,923,264	2,223,264
6 産業振興基金繰入金		42,771	6,735	49,506
10 東日本大震災復興基金繰入金		582,566	523	583,089
14 公共施設等総合管理基金繰入金		88,940	12,360	101,300
16 まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金			3,600	3,600
** 計 **		2,101,991	1,965,356	4,067,347

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補正額	計
5 雑入		151,556	2,700	154,256
** 計 **		151,560	2,700	154,260

節		説 明
区 分	金 額	
2 社会保障・税番号制度システム整備費	1,196	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,196
4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	81,200	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 81,200
5 地方創生推進交付金	7,470	地方創生推進交付金 7,470

節		説 明
区 分	金 額	
9 地域経営推進費	16,324	地域経営推進費 16,324

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地売却	11,843	土地売却収入 11,843

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	18,874	財政調整基金繰入金 18,874
1 市債管理基金繰入金	1,923,264	市債管理基金繰入金 1,923,264
1 産業振興基金繰入金	6,735	産業振興基金繰入金 6,735
1 東日本大震災復興基金繰入金	523	東日本大震災復興基金繰入金 523
1 公共施設等総合管理基金繰入金	12,360	公共施設等総合管理基金繰入金 12,360
1 まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金	3,600	まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金 3,600

節		説 明
区 分	金 額	
10 雑入	2,700	コミュニティ助成事業助成金 1,400 被災者生活再建支援金返還金 1,300

1 歳 入

会計 款 項	一般会計		
	22 市債	1 市債	
目		補正前の額	補 正 額
1 総務債		22,500	9,700
** 計 **		3,061,200	9,700
			3,070,900

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 難視聴解消施設	9,700	難視聴解消施設整備事業債
		9,700

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 文書広報費	209,111	11,100	220,211		1,400	9,700	
		9 地域振興費	343,859	9,623	353,482	7,470			1,400
		15 諸費	31,862	12,189	44,051				11,663
		** 計 **	3,504,667	32,912	3,537,579	7,470	1,400	9,700	13,063

会計 款 項	一般会計 2 総務費 2 徴税费	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 賦課徴収費	146,670	1,600	148,270	1,200			
		** 計 **	292,423	1,600	294,023	1,200			

会計 款 項	一般会計 2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 戸籍住民基本台帳費	279,984		279,984	1,196			
		** 計 **	279,984		279,984	1,196			

会計 款 項	一般会計 2 総務費 7 震災復興費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 復興総務費	144,966	9,400	154,366				9,400
		2 被災市街地復興事業費	4,178		4,178		2,492		△2,492
		** 計 **	167,386	9,400	176,786		2,492		6,908

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 老人ホーム費	132,252	6,800	139,052				6,800
		** 計 **	5,443,975	6,800	5,450,775				6,800

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	11,100	テレビ難視聴地域解消事業費補助金 11,100
753	8 旅費	1,173	普通旅費 1,173
	10 需用費	30	消耗品費 30
	11 役務費	20	通信運搬費 20
	12 委託料	7,000	シティプロモーションイベント企画運営業務委託料 3,000 シティプロモーション動画制作業務委託料 4,000
	18 負担金補助及び交付金	1,400	コミュニティ助成事業助成金 1,400
526	22 償還金利子及び割引料	12,189	国庫支出金等返還金 12,189
1,279			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
400	12 委託料	1,600	市税キャッシュレス決済環境整備業務委託料 1,600
400			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△1,196			(財源補正)
△1,196			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	9,400	東日本大震災記録誌作成業務委託料 9,400
			(財源補正)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	14 工事請負費	6,800	清寿荘ボイラー更新工事費 6,800

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 水産業振興費	145,317	6,735	152,052		1,466		5,269
		** 計 **	662,168	6,735	668,903		1,466		5,269

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 商工振興費	640,805	100,180	740,985	80,000	3,533		300
		3 観光費	553,125	1,500	554,625		2,333		△833
		** 計 **	1,294,848	101,680	1,396,528	80,000	5,866		△533

会計 款 項	一般会計 8 土木費 6 住宅費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 建築総務費	63,404	2,000	65,404				
		** 計 **	206,642	2,000	208,642				

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 消防施設費	55,660	6,760	62,420				6,760
		4 防災費	193,998	500	194,498				
		** 計 **	1,658,050	7,260	1,665,310				6,760

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 保健体育総務費	76,704	3,439	80,143		5,100		△1,986
		** 計 **	539,072	3,439	542,511		5,100		△1,986

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金補助及び交付金	6,735	漁業担い手確保対策事業補助金 6,735

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
16,347	11 役務費	180	通信運搬費 180
	18 負担金補助及び交付金	100,000	経済対策住宅リフォーム事業費補助金 100,000
	18 負担金補助及び交付金	1,500	遊覧船活用周遊体験型観光推進事業補助金 1,500
16,347			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
2,000	18 負担金補助及び交付金	2,000	ブロック塀等撤去費補助金 2,000
2,000			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	14 工事請負費	5,560	防火水槽解体工事費 5,560
	18 負担金補助及び交付金	1,200	消火栓設置整備事業負担金 1,200
500	10 需用費	352	印刷製本費 352
	11 役務費	148	手数料 148
500			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
325	7 報償費	876	講師等謝礼金 876
	10 需用費	680	消耗品費 112 燃料費 58 印刷製本費 510
	11 役務費	207	通信運搬費 47 手数料 60 保険料 100
	12 委託料	960	野外活動センターイベント運営委託料 960
	13 使用料及び賃借料	716	事務機器等賃借料 716
325			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計							
	12 公債費							
	1 公債費							
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	3,497,174	1,836,314	5,333,488				1,835,615	
3 公債諸費	10	87,649	87,659				87,649	
** 計 **	3,672,240	1,923,963	5,596,203				1,923,264	

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
699	22 償還金利子及び割引料	1,836,314	長期償元金償還金 1,836,314
	21 補償補填及び賠償金	87,649	繰上償還補償金 87,649
699			

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

追 加

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
	千円	令和年度	千円	令和年度	千円	千円	千円	千円	千円
（令和３年度） 東日本大震災記録誌 作成業務委託料	限度額 10,000			4	10,000			10,000	
（令和３年度） 旅客定期航路及び不 定期航路事業許可申 請業務委託料	限度額 1,520			4	1,520			1,520	

付 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込	当 該 年 度 中 増 減 見 込							当該年度末 現在高見込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額				
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 普 通 債	31,653,534	34,123,703	1,559,700	9,700	1,569,400	2,276,496	1,836,314	4,112,810	31,580,293	
(2) 民 生 債	484,340	645,300				35,682	699	36,381	608,919	
(6) 土 木 債	5,363,742	5,438,481	169,000		169,000	436,382	1,835,615	2,271,997	3,335,484	
(10) 過 疎 対 策 事 業 債	10,090,970	12,205,796	1,019,400	9,700	1,029,100	714,605		714,605	12,520,291	
補正されなかった 区 分 に 係 る 額	13,452,879	13,767,502	1,501,500		1,501,500	1,220,678		1,220,678	14,048,324	
合 計	45,106,413	47,891,205	3,061,200	9,700	3,070,900	3,497,174	1,836,314	5,333,488	45,628,617	
※うち合併特例債	10,563,050	10,180,734				564,191		564,191	9,616,543	

議案第3号

令和3年度宮古市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度宮古市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度宮古市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）主要建設改良事業			
（イ）配水設備改良費	513,994千円	39,351千円	553,345千円
（収益的収入及び支出の補正）			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収	入	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 水道事業収益	1,564,097千円	1,200千円	1,565,297千円	
第1項 営業収益	945,047千円	1,200千円	946,247千円	

		支	出	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 水道事業費用	1,522,321千円	1,200千円	1,523,521千円	
第1項 営業費用	1,442,961千円	1,200千円	1,444,161千円	

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額448,654千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,374千円、当年度分損益勘定留保資金272,129千円、減債積立金23,900千円及び建設改良積立金122,251千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額448,852千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,374千円、当年度分損益勘定留保資金272,129千円、減債積立金23,900千円及び建設改良積立金122,449千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収	入	
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 資本的収入	291,413千円	39,153千円	330,566千円	
第1項 企業債	50,200千円	15,200千円	65,400千円	
第2項 国庫補助金	21,403千円	23,953千円	45,356千円	

(科 目)	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出		740,067千円	39,351千円	779,418千円
第1項 建設改良費		549,634千円	39,351千円	588,985千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額 (千円)			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
災害復旧事業		15,200	15,200	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合 により据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換える ことができる。
補正されなかった 企業債の額	50,200		50,200			
計	50,200	15,200	65,400			

令和3年5月21日提出

宮古市長 山 本 正 徳

令和3年度宮古市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画(税込)

収 益 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1水道事業収益			1,564,097	1,200	1,565,297	
	1営業収益		945,047	1,200	946,247	
		2 受 託 工 事 収 益	8,300	1,200	9,500	受託工事収益の増

収 益 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1水道事業費用			1,522,321	1,200	1,523,521	
	1営業費用		1,442,961	1,200	1,444,161	
		3 受 託 工 事 費	8,300	1,200	9,500	工事請負費等の増

資 本 的 収 入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的収入			291,413	39,153	330,566	
	1 企業債		50,200	15,200	65,400	
		1 企 業 債	50,200	15,200	65,400	企業債の増
	2 国庫補助金		21,403	23,953	45,356	
		1 国 庫 補 助 金	21,403	23,953	45,356	国庫補助金の増

資 本 的 支 出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	備 考
1 資本的支出			740,067	39,351	779,418	
	1 建設改良費		549,634	39,351	588,985	
		1 配水設備改良費	513,994	39,351	553,345	工事請負費の増

令和3年度 宮古市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(税抜)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	11,292,000
減価償却費	760,750,000
固定資産除却費	10,596,000
引当金の増減額(△は減少)	3,981,000
長期前受金戻入額	△ 499,217,000
支払利息	52,313,000
受取利息及び受取配当金	△ 21,000
未収金の増減額(△は増加)	4,575,000
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
小計	344,270,000
利息及び配当金の受取額	21,000
利息の支払額	△ 52,313,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>291,978,000</u>

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 536,034,000
有形固定資産の売却による収入	1,000
無形固定資産の取得による支出	△ 2,000,000
国庫補助金等による収入	<u>122,419,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 415,614,000</u>

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	65,400,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 190,433,000
他会計からの出資による収入	<u>122,169,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 2,864,000</u>

資金増加額(又は減少額)	△ 126,500,000
資金期首残高	<u>1,239,882,257</u>
資金期末残高	<u>1,113,382,257</u>

令和3年度 宮古市水道事業予定貸借対照表(税抜)

(令和4年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		163,782,220
ロ 建 物	2,093,242,277	
減価償却累計額	<u>△ 1,325,596,064</u>	767,646,213
ハ 構 築 物	25,569,048,586	
減価償却累計額	<u>△ 13,642,338,664</u>	11,926,709,922
ニ 機 械 及 び 装 置	6,537,881,952	
減価償却累計額	<u>△ 5,005,468,859</u>	1,532,413,093
ホ 車 両 運 搬 具	22,702,041	
減価償却累計額	<u>△ 20,575,884</u>	2,126,157
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	53,672,690	
減価償却累計額	<u>△ 47,317,519</u>	6,355,171
ト 建 設 仮 勘 定		<u>278,000,193</u>

有形固定資産合計

14,677,032,969

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		64,900
ロ 施 設 利 用 権		<u>9,494,875</u>

無形固定資産合計

9,559,775

固定資産合計

14,686,592,744

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,113,382,257

(2) 未 収 金

19,351,880

貸倒引当金

△ 2,657,000

16,694,880

(3) 貯 蔵 品

11,016,734

流動資産合計

1,141,093,871

資 産 合 計

15,827,686,615

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良に要する

企 業 債

2,023,755,722

ロ その他の企業債

11,300,000

企 業 債 合 計

2,035,055,722

(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	45,328,000		
ロ 修繕引当金	<u>51,691,637</u>		
引当金合計		<u>97,019,637</u>	
固定負債合計			2,132,075,359
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良に要する			
企業債	<u>139,242,282</u>		
企業債合計		139,242,282	
(2) 引 当 金			
イ 賞与引当金	<u>16,150,000</u>		
引当金合計		16,150,000	
(3) その他流動負債		<u>200,000</u>	
流動負債合計			155,592,282
5 繰延収益			
長期前受金		22,914,287,057	
収益化累計額	<u>△ 14,487,191,608</u>		
繰延収益合計			<u>8,427,095,449</u>
負債合計			<u><u>10,714,763,090</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 固有資本金		45,946,853	
(2) 出 資 金		686,361,337	
(3) 組入資本金		<u>3,347,535,101</u>	
資本金合計			4,079,843,291
7 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ 減債積立金	296,641,058		
ロ 利益積立金	127,000,000		
ハ 建設改良積立金	514,543,720		
ニ 水源保護対策積立金	70,496,838		
ホ 当年度未処分利益			
剰 余 金	<u>24,398,618</u>		
利益剰余金合計		<u>1,033,080,234</u>	
剰余金合計			<u>1,033,080,234</u>
資 本 合 計			<u>5,112,923,525</u>
負債資本合計			<u><u>15,827,686,615</u></u>

議案第4号

宮古市市税条例等の一部を改正する条例 (宮古市市税条例の一部改正)

第1条 宮古市市税条例(平成17年宮古市条例第76号)の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	附 則 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>	附 則 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)附則第13条第1項の規定に基づき、平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>
2	附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。	附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
3	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 [略] 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 [略] 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する

公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 2～5 〔略〕 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 〔略〕	公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 2～5 〔略〕 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（宮古市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宮古市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年宮古市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の表の4の項中

「

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市

税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第5 2項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第1 1項において「申告書記載事項」という。）を、法第7 6 2条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第7 6 1条に規定する地方税共同機構（第1 1項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第4 2項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第1 2項において「申告書記載事項」という。）を、法第7 6 2条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第7 6 1条に規定する地方税共同機構（第1 2項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

を

9 法第3 2 1条の8第6 0項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第6 0項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第1 1項において「申告書記載事項」という。）を、法第7 6 2条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第7 6 1条に規定する地方税共同機構（第1 1項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 0 法第3 2 1条の8第4 2項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第4 2項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第1 2項において「申告書記載事項」という。）を、法第7 6 2条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第7 6 1条に規定する地方税共同機構（第1 2項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

に、

1 5 第1 2項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第3 2 1条の8第6 1項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第1 2項前段の期間内に行う第9項の申告については、第1 2項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 6 第1 3項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第3 2 1条の8第5 1項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第1 3項前段の期間内に行う第1 0項の申告については、第1 3項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

を

1 5 第1 2項前段の規定の適用を受けている内

1 6 第1 3項前段の規定の適用を受けている内

国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

に、

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

を

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項

する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 〔略〕

に、

2・3 〔略〕

2・3 〔略〕

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

を

「

2 〔略〕

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

に、

「

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 〔略〕

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 〔略〕

」

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。	2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。
---	--

を

「

附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 [略] 2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日	附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 [略] 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来す
---	---

から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。	る場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。
--	---

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の表の1の項の改正部分及び第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条の表の2の項の改正部分 令和4年1月1日
- (3) 第1条の表の3の項の改正部分及び次条の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の表の3の項の改正部分による改正後の宮古市市税条例第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和3年5月21日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を

提出する理由である。

議案第 5 号

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年宮古市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(27) 〔略〕 (28) 特定地域型保育事業 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (29) 〔略〕 (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 7 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 〔略〕 5 前項(第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)又は<u>国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(27) 〔略〕 (28) 特定地域型保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (29) 〔略〕 (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 〔略〕 5 前項(第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行うもの</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕

6～9 〔略〕	6～9 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和３年５月２１日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

特定教育・保育施設等との連携施設を追加するとともに、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 6 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 52 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

除雪ドーザを更新するため

2 取得する財産

種 別	数 量	取得予定価格
除雪ドーザ（11t 級）	1 台	17,820,000 円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 宮古市田鎖第 8 地割 4 番地 1

名称 日本キャタピラー合同会社宮古営業所

所長 高橋 治樹

令和 3 年 5 月 21 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

市道の除雪の用に供する除雪ドーザを買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

除雪ドーザ(11 t 級)の主な仕様

1 仕様

- (1) 車輪式
- (2) サイドスライド汎用プラウ付

2 性能

- (1) 最高走行速度 (前進) : 39 km/h
- (後進) : 30 km/h
- (2) 除雪幅 (アングル角30度において) : 2.99 m

3 主要諸元

- (1) 全長 (除雪装置地上、ストレート時) : 7.24 m
- (2) 全幅 (車両単体) : 2.26 m
- (3) 全高 (黄色灯火上端まで) : 3.51 m
- (4) 車両総重量 : 12.5 t
- (5) 最小旋回半径 (最外輪中心) : 4.86 m
- (6) 乗車定員 : 2人

議案第 7 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 52 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

凍結防止剤散布車を更新するため

2 取得する財産

種 別	数 量	取得予定価格
凍結防止剤散布車	1 台	22,000,000 円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 宮古市津軽石第 14 地割 90 番地 4

名称 株式会社イブキ産業宮古営業所

所長 富田 将行

令和 3 年 5 月 21 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

市道の除雪の用に供する凍結防止剤散布車を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

凍結防止剤散布車の主な仕様

1 主要諸元

- (1) 全長 : 6.70 m
- (2) 全幅 : 2.22 m
- (3) 全高 : 2.72 m
- (4) 車両総重量 : 10.8 t
- (5) 最小回転半径 : 6.5 m

2 使用燃料 : 軽油

3 エンジン出力 : 最大240馬力

4 作業装置・性能

- (1) 形式 : 散布量車速同調制御式
- (2) 散布対象薬剤種別 : 塩（原塩、粉碎塩）、塩化カルシウム
- (3) ホッパ : 鋼板溶接構造
- (4) 確認装置 : ホッパ残量確認窓、吐出確認装置
- (5) 散布幅 : 3、4、5、6、7 m（切換式）
- (6) 散布質量 : 15、20、30、40、50 g/m²（切換式）
- (7) 作業速度 : 5～40 km/h
- (8) ホッパ容量 : 2.5 m³

5 その他

- (1) 計器類 : 運行記録計、速度計、機関回転計、燃料計、機関油圧警報灯
機関水温計、充電表示灯
- (2) 照明装置類 : 前部霧灯、黄色灯火（運転室上部、車両後方上部）
- (3) 付属品等 : バッグブザー、注意標識板、サイドバンパー、カラーモニタ

議案第 8 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 52 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

消防ポンプ自動車を更新するため

2 取得する財産

種 別	数 量	取得予定価格
消防ポンプ自動車	2 台	42,900,000 円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

住所 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 11 地割 501 番地 14

名称 互光商事株式会社

代表取締役 玉川 康介

令和 3 年 5 月 21 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

消防活動の用に供する消防ポンプ自動車を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

消防ポンプ自動車の主な仕様

- 1 形式 消防ポンプ自動車（CD-1型）（キャブオーバー型2列シート）
- 2 駆動方式 4WD（寒冷地仕様）
- 3 乗車定員 6人
- 4 エンジン
 - (1) 種別 ディーゼルエンジン
 - (2) 総排気量 3,000CC
 - (3) 最高出力 110kw（150PS）
- 5 主要諸元
 - (1) 全長 5.73m
 - (2) 全幅 1.90m
 - (3) 全高 2.65m
 - (4) 総重量 7.0t
- 6 ポンプ性能 A-2級（毎分2t以上の放水能力を有する。）
- 7 真空ポンプ 無給油式
- 8 安全装置
 - (1) ABS
 - (2) LSD
 - (3) 坂道発進補助装置
 - (4) エアバッグ
 - (5) 音声ガイドによる後退、左折警報器
 - (6) 後方監視用カメラモニター
- 9 警告装置等
 - (1) 散光式警光灯
 - (2) LED赤色点滅灯（フロント、側面、リア）
 - (3) 音声合成メッセージ広報付電子サイレン
 - (4) 電動サイレン
- 10 装備等
 - (1) LED灯（計器灯、作業灯、ボックス内灯）
 - (2) LEDサーチライト
 - (3) 自動揚水装置
 - (4) ホースカー
 - (5) 二連梯子手動昇降装置
 - (6) ドライブレコーダー

議案第 9 号

川内辺地に係る総合整備計画を変更することに関し議決を求めることについて

川内辺地に係る総合整備計画（令和 2 年 3 月 1 9 日議決）の一部を別紙のとおり変更することに関し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 2 1 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

除雪機械の整備に係る事業費を増額するため、川内辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更後						変更前							
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画							
令和2年度から令和6年度まで5年間						令和2年度から令和6年度まで5年間							
(単位：千円)						(単位：千円)							
施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額
				特定財源	一般財源						特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	宮古市		457,239	65,000	392,239	392,200	飲用水供給施設	宮古市		457,239	65,000	392,239	392,200
観光・レクリエーション施設	宮古市		117,965	0	117,965	117,900	観光・レクリエーション施設	宮古市		117,965	0	117,965	117,900
除雪機械	宮古市		<u>34,000</u>	<u>22,700</u>	<u>11,300</u>	<u>11,300</u>	除雪機械	宮古市		<u>20,000</u>	<u>12,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>
合計			<u>609,204</u>	<u>87,700</u>	<u>521,504</u>	<u>521,400</u>	合計			<u>595,204</u>	<u>77,000</u>	<u>518,204</u>	<u>518,100</u>
備考 変更部分は、下線の部分である。													

議案第10号

繫・桐内辺地に係る総合整備計画を変更することに関し議決を求めることについて

繫・桐内辺地に係る総合整備計画（令和2年3月19日議決）の一部を別紙のとおり変更することに関し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年5月21日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

橋りょう及び林道の修繕に係る事業費を増額するため、繫・桐内辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更後						変更前					
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画					
令和2年度から令和6年度まで5年間						令和2年度から令和6年度まで5年間					
(単位：千円)						(単位：千円)					
施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
自動車・ 雪上車	宮古市	7,500	0	7,500	7,500	自動車・ 雪上車	宮古市	7,500	0	7,500	7,500
市町村道 ・橋りよ う	宮古市	75,000	42,962	32,038	32,000	市町村道 ・橋りよ う	宮古市	55,000	31,762	23,238	23,200
農道・林 道	宮古市	33,750	0	33,750	33,700	農道・林 道	宮古市	18,770	0	18,770	18,700
除雪機械	宮古市	34,000	20,400	13,600	13,600	除雪機械	宮古市	34,000	20,400	13,600	13,600
合計		150,250	63,362	86,888	86,800	合計		115,270	52,162	63,108	63,000
備考 変更部分は、下線の部分である。											

議案第 11 号

区界・田代辺地に係る総合整備計画を定めることに関し議決を求めることについて

区界・田代辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年5月21日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

区界・田代辺地の公共施設の整備を図るため、新たな計画を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

総 合 整 備 計 画 書

岩手県宮古市 区界・田代辺地
(辺地の人口 177 人 面積 32.9km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
宮古市区界第1地割及び第2地割
- (2) 辺地の中心の位置
宮古市区界第1地割302番地4
- (3) 辺地度点数 254点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から西に約70kmの山間地域に位置し、国道106号周辺に家屋が点在する集落である。急峻な地形であるため土地利用が難しく、主な産業は林業と農業となっている。近年、高齢化の進行が著しく、集落機能の維持と他地域との格差の解消が急務である。

- (1) 安全な道路交通を確保するため、道路の修繕を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和6年度まで4年間

(単位：千円)

区分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
施設名	事業 主体名		特 定 財 源	一 般 財 源	
市町村道・ 橋りょう	宮古市	12,000	6,700	5,300	5,300
合	計	12,000	6,700	5,300	5,300